

令和7年度 事業計画書



社会福祉法人 御浜町社会福祉協議会

令和7年度 事業計画

〔基本方針〕

近年の自然災害の発生や社会環境の変化により、地域福祉の重要性が改めて認識される一方で、価値観や生活様式の変化、福祉課題の多様化・複雑化が進んでいます。特に、能登半島地震をはじめとする災害を通じて、地域コミュニティの必要性や、日常的なつながり・支援の重要性が改めて浮き彫りとなりました。また、令和6年度の介護保険制度改正後も、物価上昇などの影響により、福祉現場の経営環境は依然として厳しい状況が続いています。こうした状況の中で、今後の社会福祉協議会には、その使命と経営の在り方が問われる重要な局面が訪れています。

令和7年度も引き続き、重層的支援体制を構築するため、相談機能の充実、担い手育成、住民や関係機関との連携を図りながら、地域課題の解決に取り組めます。また、地域に根ざした柔軟な事業展開を進めるとともに、経営基盤の安定化に向けた見直しを行います。さらに、社協組織の充実・強化に向け、役職員が一体となった方向性を検討し、計画的に取り組めます。

社会福祉協議会が「地域福祉の時代」にふさわしい民間組織となるよう、役職員が一体となって基本理念である「誰もが安心して暮らせるまちづくり」を掲げ、4つの推進目標である

1. 組織体制の強化と各種事業の健全経営を図る
2. 住民参加と協働による福祉社会の実現を目指す
3. 地域住民の視点に立った総合的な支援体制を充実する
4. 多様で柔軟な福祉サービスの提供を目指す

に即した各種事業を、地域住民をはじめ、さまざまな機関・団体等と協働しながら、次の御浜町社会福祉協議会事業体系に基づき実施してまいります。

【 事 業 体 系 】

◆ 組織の充実強化、法人の健全な運営への取り組み

1. 理事会・評議員会の機能・役割の強化
2. 各種委員会の運営と業務改善への取り組み
3. 職員体制の強化
4. 労務管理・会計実務等の充実
5. 各種リスクマネジメント対策の推進
6. 職員の資質向上研修会の開催
7. 自主財源の充実
8. 行政等関係機関・団体との連携強化
9. 災害時に関する研究と協議
10. 福祉人材の育成・確保に関する取り組み
11. 情報発信の強化
12. 社協計画の推進

◆ 気軽に相談できる地域づくり

1. だれもが身近な困りごとを相談しやすい体制づくり
2. 制度や分野を横断した総合的に対応できる体制の整備
3. 多世代に対応した情報提供の充実
4. 関連機関・団体との連携強化による分野を超えた支援体制づくり、各種相談機関への支援や調整、情報の共有化及びコーディネート推進
5. アウトリーチ活動や支援のネットワークの活用による、複雑化・複合化した課題への対応
6. 分野ごとに基幹的な役割を担える体制の整備による、関係機関との連携強化
7. 地域に寄り添いながら関われる体制の整備

◆ 気軽につどえる地域づくり

1. 地域のたまり場やつどえる場所の周知
2. 幅広い世代の町民が交流できる、つどいやすい環境の提供
3. 自分に合った場所や気の合う仲間、同じ目的を持った人同士がつどえる居場所づくり
4. 誰もが生きがい活動や交流活動に気軽に参加できる場づくり
5. イベントや各種講座等、それぞれに合った活躍の場の促進
6. 災害時にも対応可能な見守り体制づくりの促進
7. 地域ニーズや個別ニーズに合わせて活動が行えるための支援体制の整備
8. 多世代による活動の担い手の育成
9. 認知症や障がいなど様々な課題に対する理解促進のための住民啓発等

◆ 在宅で生活する方への福祉サービスの提供への取り組み

1. (介護保険) 居宅介護支援事業の実施
2. (介護保険) 訪問介護事業の実施
3. (介護保険) 通所介護事業の実施
4. (介護保険) 訪問入浴事業の実施
5. (障害者総合支援法) 指定計画相談支援事業の実施
6. (障害者総合支援法) 居宅介護事業の実施
7. 福祉有償運送サービスの実施

◆ その他の取り組み

1. 関係団体等の事務局業務の実施
2. 共同募金等各種募金活動の展開
3. 御浜町福祉健康センター指定管理業務の実施

◆ 組織の充実強化、法人の健全な運営への取り組み

社協が地域に求められる協議体としてより機能するよう、理事会や評議員会、各種委員会等の活性化を図り、幅広い分野の方々の提言をいただき、時代に即して運営を行う。

職員については、資質の向上を図ると共に、働きやすい職場となるよう、役割に応じた業務の推進や適切な労務管理や処遇について検討する。

項 目	事 業 内 容	備 考
1. 理事会・評議員会の機能・役割の強化	理事会については、年5回開催し、執行機関として予算、決算、事業計画、事業報告、定款規程等の制定・改正、運営・経営に関すること等、適切な運営を行っていくための重要事項を協議決定する。 評議員会については、年3回以上開催し、諮問機能を発揮する。	
2. 各種委員会の運営と業務改善への取り組み	社協内に役職員による各種委員会を設置し、事業経営及び時代にあった福祉事業に必要な事項について研究協議または審議することにより健全な運営を図る。 ○総務委員会（年1～3回） ○貸付審査委員会（必要時開催）	
3. 職員体制の強化	職員の役職や職員種別における役割や責任等を果たせる組織体制づくりを行う。また、環境や役割にあった適切な処遇について協議を進める。さらに、将来的な人事考課制度導入を見据え、試験的に実施し、職員の意識向上と業務改善を図る。 加えて、総務・地域福祉部門と在宅福祉部門の連携を強化し、複合的な課題に対応できる体制を整備する。各部門の役割を明確化し、効率的な情報共有のルールを策定することで、業務の標準化を進め、組織力の強化と柔軟な対応体制の構築を図る。	重点
4. 労務管理・会計実務等の充実	時代に即した事業運営を目指すためには、適正な労務管理・雇用管理・会計管理の実施は不可欠である。業務の透明性を高めるために、職員のスキル向上を図る研修を受けながら充実を図る。また、専門家の助言を受けられる体制を整え、適切な管理・運営が行えるよう支援を強化する。	重点
5. 各種リスクマネジメント対策の推進	苦情解決のシステムの構築、第三者委員の設置、福祉サービス情報公表の実施、介護事故や災害時の対応等、法人運営に関して発生する様々なリスクに対して、適切な対応が図れるよう各種研修会への参加を図る。 ○第三者委員 城 内 利 夫 氏 山 本 美 代 氏	
6. 職員の資質向上研修会の開催	各職員の資質を高めると共に社協サービスの向上を目的として、研修体系に基づき専門的な研修の機会を設ける。 ○介護サービスに関する知識技術に関する研修 ○職員の倫理意識・接遇技術に関する研修	

項 目	事 業 内 容	備 考
	○ワーカー技術向上のための研修会 ○モチベーション向上やアンガーマネジメントなど、メンタル面の研修 ○新任研修・生涯研修 ほか	
7. 自主財源の充実	財政状況が厳しい中、社協の自主財源確保は重要課題である。社協活動の周知により力をいれ、多くの方に応援していただける組織への変革を図ることで、地域福祉推進の事業費となる社協会費、寄付金、共同募金につなげる。また、新たな公益事業の開拓や助成金についても積極的に取り組む。 ○一般会員 1,000 円（1 口あたり） ○法人会員 3,000 円（1 口あたり）	
8. 行政等関係機関・団体との連携強化	今後の社協の地域福祉事業を充実させるためには、財政面も含め行政等の理解と支援が必要となる。また、事業実施にあたっては多様な関係機関・団体との連携が必要であり強化に努める。 その他、三重県下や近隣の社会福祉協議会同士が積極的に情報交換等を行うことで健全な法人運営や社協事業の充実を図る。 ○三重県社会福祉協議会主催の各種会議・研修会 ○三重県地域福祉推進協議会 ○熊野市・紀宝町・御浜町社会福祉協議会連絡会議 ほか	
9. 災害時に関する研究と協議	社協が災害時や平時の災害対策として、どのような事業展開や一役を担えるかを研究すると共に、行政等との協議も引続き行う。また、平成28年度に策定した災害時の社協事業継続計画（BCP）等については、シミュレーションを行い見直しを図る。	
10. 福祉人材の育成・確保に関する取り組み	生活環境の変化や福祉職に対するイメージ、人口減少などにより、インフォーマル・フォーマルのそれぞれの人材確保が難しくなっている中で、将来の確保を見越した取り組みを行う。 ○現状の課題等の研究・調査 ○福祉教育時の福祉の魅力発信 ○学校等への講演派遣 ○人材確保につながる講座の開催 ○めっちゃええやんコンテストの開催	
11. 情報発信の強化	社協事業の紹介や福祉情報の提供等を通じて、社会福祉協議会及び福祉を理解していただくことを目的に各種広報活動を行う。 また、三重県社協等での研修や町外団体への実践紹介・取材等、外部への情報発信を積極的に行うことで、御浜町の福祉活動の評価をいただき外部指標とすると共に、住民にも御浜町の充実度合いを知っていただく機会とする。 ○社協だよりの発行（年12回） ○各事業ごとのパンフレットの作成	

項 目	事 業 内 容	備 考
	○地方新聞社、ZTVへの記事提供等 ○社協会員への会員だよりの発行（年1回） ○インターネットを活用した広報活動 （HP、ブログ、SNS、YOUTUBE等）	
12. 社協計画の推進	第4次「地域福祉活動計画（2022年度-2026年度）」推進のための委員会を設置し、事業評価を行いながらより地域の実情に即した活動展開を図る。 また、これからの社会福祉協議会の活動の方向性を示す中期計画として策定した第2次「発展強化計画」については、アクションプランに基づき、計画的に取り組みを進めていく。	

◆ 気軽に相談できる地域づくり

相談者の属性や世代、内容に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、助言、情報提供を行うと共に、必要に応じて支援機関につなぐといった中間支援機能が発揮できる総合的な相談支援体制の構築を図る。また、複合的な課題を抱えどこにどう相談して良いかすら分からない世帯等への対応も踏まえ、「待ちの姿勢」ではなく、早期かつ積極的に把握する「アウトリーチ」の考え方を重視し、ネットワークからの連絡体制の整備や、多様な手法を構築する。合わせてワーカースキルレベルアップを図ることで相談機能の充実を目指す。

項 目	事 業 内 容	備 考
1. だれもが身近な困りごとを相談しやすい体制づくり	誰もが、身近で気軽に相談できる機会や場を整えていく。 ○総合相談窓口の設置 平日業務時間・土日等は携帯電話にて対応 ○子育て支援室事業の実施 ○生活相談事業の実施 ひきこもりに関する悩みを持つ方々やその家族に対して、専門的な相談を通じての支援 ○生活困窮者へ福祉事務所を設置していない町村による相談事業の実施 ○社協ワーカー、相談支援包括化推進員、ボランティアコーディネーターの配置 ○見守り・緊急時対応システム事業の実施 ○カフェ 1go1 笑を活用し相談窓口を開設	
2. 制度や分野を横断した総合的に対応できる体制の整備	生活困窮者やひきこもりに関する悩みを持つ方々をはじめ、様々な悩みを抱える相談者に対して、多職種のチームアプローチを推進し、各専門職の知見を活用した支援を行う。また、町や関係機関・団体との連携を通じて、誰も取り残さない相談体制の構築と適切な運用に努める。 ○重層的支援会議の開催 ○専門職による相談のバックアップ体制整備 （臨床心理士、弁護士、社会福祉士等） ○精神障がい者のつどい場の開催 ○個別のニーズを踏まえた丁寧なマッチング ○御浜町が行う支援会議への参加と開催協力	

項 目	事 業 内 容	備 考
3. 多世代に対応した 情報提供の充実	関連機関・団体と連携し、情報の共有化を図りながら住民の抱える問題解決に努める。 ○権利擁護啓発事業の実施 ○イベントや社協だより、ボランティア情報誌「てんとう虫」、SNSを活用した啓発 ○民生委員児童委員との協働	
4. 関連機関・団体との 連携強化による分野 を超えた支援体制 づくり、各種相談機関 への支援や調整、情報 の共有化及びコーデ ィネートの推進	関連機関・団体と連携し、情報共有を進めながら、分野にとらわれずさまざまな相談に対応できる総合相談窓口を設置し、サービス利用者の複雑化・複合化した相談内容にも対応できるよう、関係機関との役割分担と情報共有を図りつつ、課題解決に向けたコーディネートを行う。 ○多機関協働事業の実施 ○障がい者相談支援事業の実施 ○職員の相談技術の向上のため研修会へ参加 ○三重県生活相談支援センター（県社協）との連携 ○みえ福祉の「わ」創造事業（県社協） ○生活保護ワーカーとの連携 ○御浜町が行う支援会議への参加と開催協力 ○紀南権利擁護支援体制連絡会への参加 ○民生委員児童委員協議会との協働活動の推進	
5. アウトリーチ活動 や支援のネットワー クの活用による、複雑 化・複合化した課題へ の対応	アウトリーチ活動や支援のネットワークを活用し、複雑化・複合化した住民の抱える課題に対応するために職員を配置し、解決や関わりを持ち続けられるよう支援する。 ○アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の実施 ・あんしん訪問相談事業（同意なし）支援プランを作成 ・イベントや広報を活用した啓発 ○日常生活自立支援事業の実施 ○法人後見事業の実施 ○生活困窮者の家計相談業の実施 ○通帳預かりサービス事業の実施	
6. 分野ごとに基幹的 な役割を担える体制 の整備による、関係機 関との連携強化	各支援関係機関との連携を推進することで、住民が抱える課題の解決を図る。 ○地域包括ケア会議等各種会議への参画 ○紀南自立支援協議会（各部会）への参画 ○町内グループホーム運営協議会への参画 ○御浜町民生委員児童委員協議会との連携 ○紀南地域生活支援体制整備事業協議会への参画	
7. 地域に寄り添いな がら関われる体制の 整備	一人ひとりを大切に、本人に寄り添った社会参加・自立に向けた支援の充実をめざす。 ○参加支援事業の実施 ・あんしん訪問相談事業（同意あり）支援プランを作成 ・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチング ・社会参加に向けた支援のためのメニュー作り ○地域の見守り活動のネットワーク化の推進 ○個人宅やたまり場等への訪問相談の実施	

項 目	事 業 内 容	備 考
	○地域福祉座談会の実施 ○ふれあい型配食サービスの実施 ○子育て用品貸出事業の実施 ○育児用品配布事業（おひさま定期便） ○病後児保育事業の実施 ○ファミリーサポート事業の実施 ○一時預かり事業の実施 ○あくしゅの作成と配布（高齢者・約200部・年4回） ○住民参加型ささえあいサービスの実施 ○在宅介護支援事業の実施 ・福祉車両の貸出し（原則として無料・要予約） ・在宅福祉機器の貸出し（有料。但し短期間のみ無料）	

◆ 気軽につどえる地域づくり

幅広い世代の個別ニーズと地域ニーズを把握し、地域や関係機関、ボランティアと連携することで、住民が地域課題を理解し主体的に解決を試みることができるよう支援を行う。さらに、たまり場作りや生活支援体制の充実や開発につなげ、高齢者のシーズ（持っているノウハウ）にも着目し、コーディネートを行うことで生きがいや社会参加の場の確保につなげていき、重層的支援体制整備事業の推進に向けて、施設や事業所等の既存の資源を活かしながら、関係団体やNPO・ボランティアと連携し、困難を抱えた人の参加支援、地域づくりを推進する。このような取り組みを繰り返し行いながら、地域生活課題を包括的に受け止め、解決するための「入口から出口」までの仕組みの構築を目指す。

項 目	事 業 内 容	備 考
1. 地域のたまり場やつどえる場所の周知	小地域のたまり場やふれあいサロン等が幅広い世代がつどえる場につながるよう、実情に応じて啓発や支援を行う。 ○福祉啓発イベントの開催(GO!GO!みいまるフェスタの開催) ○つどい・ボランティア活動集の作成 ○福祉映画会の上映の実施（年1回） ○社協だより、ボランティア情報誌「てんとうむし」の発行	
2. 幅広い世代の町民が交流できる、つどいやすい環境の提供	生活支援コーディネーターや相談支援包括化推進員、ボランティアコーディネーターなどを配置し、個別に行う居場所づくりのコーディネートを通じて、住民の仲間づくりやグループ活動の活性化を推進する。 ○生活支援体制整備事業の実施 ○ボランティア・市民活動センターへの取り組み ○カフェ「lgo1 笑」コミュニティカフェ事業の実施 ○施設や事業所等の既存の資源を活かしながら、交流の場について検討する ○地域福祉教育推進事業の実施 ・福祉コミュニティー推進事業（地区助成事業） ・地域福祉活動助成事業（小地域助成事業）	

項 目	事 業 内 容	備 考
3. 自分に合った場所や気の合う仲間、同じ目的を持った人同士がつどえる居場所づくり	趣味活動など、それぞれに興味を感じられるものを切り口とした講座などを通じて、つどえる場所づくりを支援する。また、同じ境遇や問題意識を持つ町民のグループ活動を支援する。 ○地域活動支援センター事業実施 ○フレンドの会（知的障がい者・精神障がい者・年7回） ○紀南地域生活交流会の開催（知的障がい者・年4回） ○同じ境遇の親同士の居場所づくりについて検討及び活動支援 ○趣味活動を含め当事者同士の集まりである活動が継続できるよう支援を行う ○小地域たまり場づくりコーディネート ○おひさまトークの開催 ○在宅介護者のつどいの開催 ○通所型サービスB（畑、あそこってどこよ）の継続支援	
4. 誰もが生きがい活動や交流活動に気軽に参加できる場づくり	子どもから高齢者まで幅広い年齢層や障がい者などが、生きがい活動や交流活動に気軽に参加できるような場づくりを進める。 ○ふれあいサロンの開催 ○子育てサロンの開催 ○おひさまトークの開催 ○育児用品リユース広場の開催 ○ほのぼの館の地域活動の展開 ・よりみち広場（毎週火・木曜日 午後開催） ・子育てや介護予防等のニーズに応じた一般開放 ・ボランティア・地域活動の場としての提供 ○分野にあわせて利用できる子育て支援室、地域支援活動センターの設置運営 ○歳末事業（障がい者・子どもボランティアの交流会の実施） ○みはまっこ体験クラブの実施 ○御浜町敬老会の開催 ○福祉啓発イベントの開催(GO!GO!みいまるフェスタの開催) ○一般介護予防事業の実施	
5. イベントや各種講座等、それぞれに合った活躍の場の促進	イベントや広報活動、さまざまな趣味講座の開催等を通じて、それぞれに合った活躍の場を見つけられるよう支援していく。 ○育児用品リユース広場の開催 ○子育てイベントの開催 ○あくしゅの作成と配布（高齢者・約200部・年4回） ○しゅみ活動講座（年2～3回） ○福祉担い手養成講座（プチトマト等） ○つどいの場活動促進イベントの開催 ○介護予防イベントの開催 ○SNSの活用 - Facebook、LINEの定期的な配信、Instagramの活用検討 ○ボランティア情報誌「てんとう虫」の発行 ○つどいの場コレクション等活動集作成と配布	

項 目	事 業 内 容	備 考
6. 災害時にも対応可能な見守り体制づくりの促進	日頃から見守り活動などにより地域でのつながりを深め、防犯や防災にもつながるよう、地域力の強化を図る。 ○高齢者見守り活動の再構築 ○災害ボランティアセンターに関する会議への参加 ○災害時要援護者対策への協力 ○御浜町防災会議への参加 ○東紀州ブロック社協災害時広域連携協議会への参画 ○災害ボランティアセンターの定期訓練の実施 ○災害ボランティアセンターの研究・準備	
7. 地域ニーズや個別ニーズに合わせて活動が行えるための支援体制の整備	さまざまな手段や機会を活用し、地域のニーズを把握します。 ○地域福祉座談会の実施 ○紀南地域生活支援体制整備事業の広域調整 ○試行的に実施している夕食弁当の提供について、ニーズを把握しながら拡大を検討 ○移動や通院に困難を抱える方に対し、既存サービスの見直しを行い、より利用しやすい体制を検討	
8. 多世代による活動の担い手の育成	居場所づくりとリンクした世話人のマッチングを通じての生きがい活動支援を行い、学校と地域の連携を推進し、児童生徒が地域の担い手として活躍できる機会の充実を検討します。また、ボランティアの育成やボランティアコーディネートに加え、市民活動の支援を行える体制の整備を進める。 ○担い手養成講座の実施（ファミサポ、ささえあい、プチトマト等） ○声の広報の録音と配布（視覚障がい者等） ○児童生徒ボランティア啓発事業の実施 ・ボランティア協力校（各3万円助成） ・福祉教育推進校（1事業につき1万円助成、最高5万円まで助成） ・各学校での出前福祉講座（適時） ・町福祉健康センターでの福祉講座（適時） ○学生ボランティア講座（年1回） ○夏休み親子手話教室 ○ふれあい配食サービス事業の継続支援と活動再編の検討の実施 ○めっちゃええやんコンテストの開催	
9. 認知症や障がいなど様々な課題に対する理解促進のための住民啓発等	学校等と協力し、次世代を担う子どもたちに対する福祉教育に取り組むほか、幅広い世代に向けた取り組みを行っていく。 ○歳末事業（障がい者・子どもボランティア等） ○カフェ「1go1 笑」においての認知症カフェの展開 ○福祉系サークルに対する協力（手話サークル・オレンジ） ○夏休み手話教室の実施	

◆ 在宅で生活する方への福祉サービスの提供への取り組み

御浜町に住む誰もが在宅生活を行う上で、家族やご近所、友達といったインフォーマルな支援と、専門職によるフォーマルな支援が必要となってくる。

乳児から高齢者まで、在宅生活を行う上で必要とされる幅広いニーズのうち、介護保険や障がい者総合支援法等に関するサービスの一翼を担うと共に、独自サービスを展開する。

項 目	事 業 内 容	備 考
1. (介護保険)居宅介護支援事業の実施	居宅介護支援事業では、ご利用者の心身の状況や環境、ご利用者及び家族の意向を勘案し計画に基づく介護サービスの提供が確保されるよう支援すると共に、自分らしい人生を送る事ができるよう、医療や介護等各関係機関とも連携を図りながら支援を行う。 ○介護支援専門員[ケアマネジャー]（正規3名） ○1か月あたりのケアプラン数は要介護の方100件、事業対象者及び要支援の方10件～15件を目標とする。 しかし、年度初めは人事異動により要介護の方90件程度で状況をみながら目標件数を目指していく。 （要介護の方内訳：管理者30件、ケアマネ35件）	
2. (介護保険)訪問介護事業の実施	訪問介護事業では、個人の価値観とそれまでの生活を尊重し理解することで、その人らしい自立した生活を送ることができるよう支援を行う。 専門的な知識や技術を持って関わることで、ご利用者一人ひとりの残存能力を生かし、意欲を引き出す。 ○サービス提供責任者（2名） ○訪問介護員[登録ヘルパー含む]（11名） ○1月あたりの延べ訪問回数450回を目標とする。 ○加算に関する検討を行う。 ○ICTを活用し効率化を図る。	
3. (介護保険)通所介護事業の実施	通所介護事業では、ご利用者の健康状態の確認とともに、社会的孤立感の解消や心身の維持向上を図ることで、健全で安定した生活が送れるよう支援を行う。 併せて、介護にあたる家族の身体的・精神的な負担を軽減し、個別のニーズに合わせた技術提供や柔軟な対応を通じて、ご利用者のご家族から喜ばれ選ばれるサービス提供を目指す。 ○生活相談員（1名）・看護職員（3名）・機能訓練指導員（1名）・介護職員（12名）・調理師（4名）から、ご利用者状況により適正な人員配置を図る。 ○ご利用者一人ひとりのプログラムに沿った機能訓練に力を入れていく。 ○提供時間をご利用者のニーズに合わせ柔軟に対応することで、ご利用者の数の増加を図る。 ○1日あたりの平均利用者25名（要介護者23名、要支援者・事業対象者2名）を目標とする。	

項 目	事 業 内 容	備 考
4. (介護保険)訪問入浴事業の実施	9月末の事業の終了に向けて、今後は稼働を週2回から週1回とする。既存のご利用者に関しては、終了となる過程を説明し10月以降の対応を検討する。 ○看護職員（1名）・介護職員（2名）を配置	
5. (障害者総合支援法) 指定計画相談支援事業の実施	障がい者がサービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かな支援を行う。 ○相談支援専門員（正規1名・兼務）	
6. (障害者総合支援法) 居宅介護事業の実施	知的・精神・身体障がい者・児童の居宅介護（ホームヘルプ）事業では、在宅で自立生活を送ることができるよう適切な家事・介護・相談・外出支援等の各種サービスを提供する。社会との関わりや個々のニーズを大切に、専門知識の習得及び技術の向上を図るため研修等に積極的に参加を行う。 ○サービス提供責任者（2名・兼務） ○訪問介護員[登録ヘルパー含む]（11名・兼務）	
7. 福祉有償運送サービスの実施	道路運送法にもとづき、要介護状態等の高齢者及び心身の障がいにより、単独では公共交通機関の利用が困難な方に対して、福祉車輛等による有償運送サービスを実施する。 ○福祉有償車輛（6台保有） ○1月あたりの延べ利用者数11名を目標とする。	

◆ その他の取り組み

項 目	事 業 内 容	備 考
1. 関係団体等の事務局業務の実施	福祉関係の任意グループや団体等の事務局を行い、運営に関する支援と協働活動を行う。 ○御浜町民生委員児童委員協議会 ○御浜町共同募金委員会 ○御浜町ボランティア連絡協議会 ○御浜町遺族会	
2. 共同募金等各種募金活動の展開	赤い羽根・共同募金運動をはじめとする公共性が高い各種募金活動を展開する。 ○共同募金運動・歳末助け合い運動 ○国内外の災害義援金（必要時） ○三重県ボランティア基金募金 ほか	

項 目	事 業 内 容	備 考
3. 御浜町福祉健康センター指定管理業務の実施 〈行政受託事業〉	御浜町福祉健康センターの指定管理業務を受託すること で、適切に施設の管理運営業務を実施し住民福祉の一層の推 進を図る。 業務内容は下記のとおり。 ○施設の管理運営全般 ○施設及び設備等の維持管理 等	